

建設環境常任委員会会議記録（概要）

平成28年3月7日（月）

開 会 （午前9時0分）

近藤委員長

諮問第1号および議案第46号に関して、現地調査を行うこととしてよろしいか。

（委員了承）

休 憩 （午前9時1分）

（※休憩中に諮問第1号および議案第46号の審査のために現地調査を行う。）

再 開 （午前11時0分）

【議 事】

○諮問第1号「産業廃棄物処理業計画書（収集運搬業）に係る意見を求めることについて」

【補足説明】 な し

【質 疑】

谷口委員

現地調査の際、事業者を確認をしたが、事業計画地ではコンテナに入る廃棄物の処理はせず、一時保管のためのコンテナを増設するということがよろしいか。

関根資源循環

そのとおりです。

推進課主幹

城下委員 参考資料27ページの取引内容の取扱量について、1カ月の合計が59tということだと思うが、今回扱う事業内容の拡大ということでは、その部分だけの数量はわかるか。

関根資源循環
推進課主幹 今回扱う部分だけの数量は、石綿含有廃棄物59tです。

城下委員 保管ということで、1週間程度保管して、次にそれぞれの場所で管理するということが、搬入量と搬出量については、どのように報告されるのか。

関根資源循環
推進課主幹 保管期間は7日間ということで定めていますが、概ね4日間で搬出すると伺っています。搬出先は、安定型の処分場と管理型の処分場になります。

城下委員 民地等の基準はあるのか。

関根資源循環
推進課主幹 埼玉県の要領で半径200m範囲内の同意を得なければならないとなっています。範囲内に2軒の住宅がありますので、同意がいただけていると伺っています。

赤川委員 平成20年に破砕機を追加するための諮問があったときに現地調査を

	<p>行ったが、途中で市の道路があり、そこに水が溜まるということで、当時、近隣から苦情が出ていたが、その件はどうなったか。</p> <p>また、その後、近隣から事業者へ苦情はあるか。</p>
<p>関根資源循環 推進課主幹</p>	<p>担当の建設総務課から聞いた話では、当時敷地内を通る道路が463号下のトンネルにつながっていたそうで、そこに雨が降るとトンネル内に水が溜まり苦情が出ていたことから、そこを埋め立てたということです。埋め立てた以降に苦情はないと伺っています。</p>
<p>赤川委員</p>	<p>それ以外に苦情はあったか。</p>
<p>関根資源循環 推進課主幹</p>	<p>破碎機のふるいの音について苦情があったと伺っていますが、ふるいを交換してすぐに改善をしたということです。</p>
<p>城下委員</p>	<p>カルチャーパーク側の擁壁の耐震化や安全性について、かなり前だが壁のひびを指摘したことがあった。その辺については把握しているか。</p>
<p>関根資源循環 推進課主幹</p>	<p>把握していません。</p>
<p>杉田委員</p>	<p>これまで行っていた部分と、これから増えてきそうな部分があり、それ</p>

	を分けるために、コンテナを増設する必要があるという話だったが、それについて詳しく伺いたい。
関根資源循環 推進課主幹	今回、分けるために増設するのは、石綿に付着した有機物がある場合には管理型処分場に運搬し、有機物がない場合には安定型処分場に運搬するという説明があったと思います。
杉田委員	解体と処理の方法について確認したい。
関根資源循環 推進課主幹	安定型処分場と管理型処分場に運ぶもの、どちらも解体の方法は同じですが、処理については石綿に付着した有機物がある場合は運搬先が管理型の処分場になり、有機物が付着していないものは安定型の処分場に運搬され処理されるということで、理解いただければと思います。
村上委員	解体現場で既に振り分けられ、それが梱包された形で搬入され、それを保管して、そのまま搬出するという流れでよろしいか。
関根資源循環 推進課主幹	そのとおりです。
大館委員	4日間程度で搬出するという説明だったが、それは量に関係なく、一定

期間で搬出してしまうということか。

関根資源循環
推進課主幹

そのように伺っています。

【質疑終結】

休 憩 (午前11時8分)

(※意見集約のため、協議会を開催する。)

再 開 (午前11時50分)

【採 決】

近藤委員長

諮問第1号については、全会一致、別紙のとおり意見を付し回答すべき
ものと決する。

【別紙】

産業廃棄物処理業計画書に係る意見

(諮問第1号に対する意見)

諮問第1号については、平成28年3月7日に現地調査し、協議した結
果、次のとおり意見を付すことに決しました。

この諮問は、所沢市議会が制定した「ダイオキシンを少なくし所沢にき

れいな空気を取り戻すための条例」第3条第1号の規定により当該事業計画について意見を求められたものであり、所沢市議会は、次のことを求めます。

- 1 周辺の良好な生活環境の維持と安全のため、事業者は関係法令に基づき、適正な対策を講じること。
- 2 アスベストを含む廃棄物の搬入・排出時の安全性を確保し、保管基準を十分遵守すること。
- 3 周辺住民との相互理解を深め、周辺地域の生活環境の増進に十分配慮すること。

休 憩 (午前11時55分)

(説明員交代)

再 開 (午後1時0分)

○議案第28号「所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

杉田委員

議案質疑で、手数料条例については今まで市の方針としては一本化している中で、今回の条例については所沢市手数料条例から分けた形で提出し、今後については検討していくという答弁だったと思うが、そのことについて伺いたい。

森沢建築指導
担当参事

今回、所沢市手数料条例から分けた考え方ですが、前回、住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正による手続きを行い、今回の改正で2回目となります。今回は増改築についての改正ということで、所沢市手数料条例の中で別表2に規定されており、当初から比べましてもかなり大きな比重になり、わかりにくい状態になりましたので、建築指導課としましては単独の手数料条例という形でお願いしました。

今後は、建築指導課の立場で申し上げれば、他の特定行政庁も調査をいたしました。川越市は各項目で単独条例になっています。あとは半々になりますが、手数料条例に全部入れているものもありますし、建築関係手数料条例という形で建築分野の建築基準法関係手数料、マンションの建替えの円滑化等に関する法律関係手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料の4本

を建築関係手数料でまとめているところもございますので、できれば建築関係手数料でまとめられれば良いと考えています。

秋田街づくり
計画部次長

先日の議案質疑でも例規担当所管全体としては総務部ということになりますが、総務部も街づくり計画部も市民にとって分かりやすいという視点では整理が必要だろうということです。整理の仕方については、総務部も検討するということでしたので、その状況も見ながら一緒に協議していきたいと考えています。

城下委員

今回の提案の内容ということでは既存住宅の増改築が追加されたということで、どれくらいが対象となると見込んでいるのか。

森沢建築指導
担当参事

国の説明によりますと、全国で300件を想定しています。1県あたり6件程度ですので、実際に所沢市にあるかどうかという程度の件数ではないかと考えています。

村上委員

認定については図面上で判断するのか。

森沢建築指導
担当参事

まず技術審査があり、技術審査の適合証の添付があれば、内容的には図面等と環境の内容を見て認定します。技術審査を含めて行うということであれば、図面等で、最初に技術的基準の項目があるのですが、劣化対策、

耐震性、維持管理、省エネルギー対策、維持保全計画、住戸面積、居住環境とあるのですが、これらを図面等の中から精査して確認します。

村上委員

現状の建物の状況がどうかということは審査の段階では配慮せず、あくまでも出てきたもので判断するということか。

森沢建築指導

議案資料ナンバー3の27ページにありますが、手数料は新築の場合

担当参事

6,000円で増改築の場合10,000円になっておりますが、増改築の場合、既存住宅の状態を確認しなくてはなりませんので、その中を含めて審査をします。あくまでも図面も既存と合わせて新しい改修部分の内容を精査して見ることになります。

城下委員

手数料は一律なのか。

森沢建築指導

県内では一律です。

担当参事

休 憩 (午後1時7分)

(休憩中に協議会を開催し、今後の審査について協議を行う。)

再 開 (午後1時41分)

杉田委員 今回の条例の提案の仕方だが、先ほど、今後は建築関係の4本をまとめられないか検討していきたいということがあったと思うが、実際に他市等で1つの条例にまとめているところはあるのか。

森沢建築指導
担当参事 埼玉県内の特定行政庁は埼玉県が1で、所沢市と同じような特定行政庁が12あり、全部で13の特定行政庁があります。その中で、手数料条例にまとめているのが県と5市です。そして、建築等の関係手数料条例という事でまとめているのが4市、単独の手数料条例にしているのが3市です。

杉田委員 今回、手数料条例に1本にまとめられている自治体でも、この関係条例を改正していると思うが、所沢市のように単独で提出しているところはあるのか。

森沢建築指導
担当参事 長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例で単独で提出しているのは、川越市、所沢市、上尾市です。

杉田委員 川越市はそもそも全て単独である。上尾市は、所沢市同様、他の手数料条例は一本化しているが、今回は単独で提出したということか。それとも、建築関係でまとめた条例で提出したのか。

森沢建築指導 今回は長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料はどこに規
担当参事 定をしているかということで調査をいたしました。どのような形で議案
を提出されたかということは、今の段階では分かりません。

杉田委員 単独で提出したのが3市ということは、一本化しているところはその中
に入れたような感じがするが、どうか。

森沢建築指導 川越市のように全て単独になっている市がありますし、上尾市について
担当参事 はどのような状態で、長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料
だけ単独で、それ以外は手数料条例に一本化されているのかわかりません
が、所沢市同様に長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例
を単独で条例化しております。

杉田委員 議案第44号の所沢市建築基準法関係手数料条例は、なぜ単独になって
いるのか。

糟谷街づくり はっきりとした根拠はありませんが、おそらく建築基準法という法律関
計画部長 係でまとめたということだと思います。所沢市手数料条例を見ますと、雑
多な手数料の項目が条文で出ていると思います。建築基準法関係の申請の
手数料はかなり別表で羅列していますので、そういったところは建築基準
法でわかりやすくということで、1つの法律に基づく手数料ということで

分けたのだと思います。本来、手数料は今見る状態ですと、条ごとに、雑多な分野の手数料が述べられていて、別表の方にはその他の別表で長期などが入っている状態になっています。おそらく、建築基準法でわかりやすくということで分かれたのではないかと思います。

杉田委員

そうであれば、今回この条例をその建築基準法関係の条例の中に入れるということは考えなかったのか。

糟谷街づくり
計画部長

財務部や総務部と協議をして、議場でも答弁しましたが、これからのことも考えてわかりやすさということで、法律名を冠にした条例ということで今回は提出させていただくこととしました。今後につきましては、先ほど申し上げましたように、いろいろな状況を勘案しまして、どのような条例の提案の仕方がいいか、総務部等と検討させていただきたいと思っています。

森沢建築指導
担当参事

所沢市建築基準法関係手数料条例は、建築基準法上の単独条例で、建築基準法における確認手数料などの規定の条例でございます。

村上委員

建築基準法の関係の手数料と今回の長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係の手数料は、担当課からすると位置づけは同じ手数料か、それとも意味合いが違う手数料か。

森沢建築指導
担当参事

建築基準法上の手数料条例は、あくまで建築基準法に則った手数料条例
ですから単独にしました。低炭素、長期優良住宅、マンション建替え法は
建築基準法に関連する条例のため、既存の形で手数料条例に入れておりま
した。関係条例というのは、ここでいう4市の関係手数料条例で、この中
には実際に建築基準法関係手数料条例も入れておりますし、長期優良住
宅、低炭素、マンションの建替え法の法律も入れて、建築関係手数料条例
という形でまとめられておりますが、所沢市では、建築基準法関係手数料
条例が単独になっていたことから、長期優良住宅も単独にしたことは、他
市とは違う体系になっています。

村上委員

今回の類のような建築基準法関連の法律のもとで発生している手数料
は、他にはあるか。

森沢建築指導
担当参事

長期優良住宅の認定に係る手数料の他に、低炭素の建築物の認定手数
料、マンション建替えに基づく許可等の事務手数料、建築基準法関係手数
料の4つが建築関連となっております。

村上委員

低炭素の建築物の認定手数料とマンション建替えに基づく許可等の事
務手数料は、現在どこの条例に規定しているのか。

森沢建築指導

手数料条例の別表2で長期優良住宅の認定に係る手数料を規定してい

担当参事 ます。別表3で低炭素建築物の認定の手数料、別表4でマンション建替えに基づく許可等の事務手数料を規定しています。

杉田委員 今まで規定されていた一本化されている所沢市手数料条例の方で改正するという議論はなかったのか。

森沢建築指導 当初は別表2の改正ということで提出を考えていました。

担当参事

杉田委員 当初考えていたのなら、そのまま提出すればよかったのではないかな。なぜ、単独にしたのか。

森沢建築指導 街づくり計画部と文書行政を所管する総務部と、手数料条例を所管する財務部の3者で協議いたしました。

赤川委員 今後は市民から見てわかりやすい様に、例えば別表で建築基準法関係にしろ、条例が数多くあって、そこを見なければわからないというよりも、別表で建築関係がざっと書かれているという分け方が、わかりやすいと思う。先ほどの答弁では、そういったことも今後は検討していくという話だったが、それについてはどうか。

糟谷街づくり
計画部長

議場で総務部長が答弁したように、様々な方法があると思うのですが、再度、庁内で検討させていただければということで、調整をさせていただきます。

休 憩 (午後1時54分)

(休憩中に協議会を開催し、今後の審査について協議を行う。)

再 開 (午後2時45分)

杉田委員

委員会審査予備日を使って、総務部と財務部の関係課に質疑をしたいと思う。

近藤委員長

議案第28号「所沢市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料条例制定について」の質疑、意見、採決は保留とし、文書行政課長及び財政課長の出席を求め、3月22日の委員会予備日に委員会を開催し引き続き審査することよろしいか。

(委員了承)

【質疑・意見・採決保留】

近藤委員長

よって、議案第28号の審査についてはここまでとし、3月22日に引き続き審査を行うことに決定する。

○議案第44号「所沢市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】 な し

【意 見】 な し

【採 決】

議案第44号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第45号「所沢市建築審査会条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】なし

【質 疑】

赤川委員

建築審査会の委員で長い方は何年くらい続けているのか。また、長い方の扱いはどうなるのか。

森沢建築指導
担当参事

9年目になります。内容によっては継続もできますし、その時の状態で決めることになると思います。

赤川委員

所管している審査会などで委員の任期を定めていないものは他にあるのか。

糟谷街づくり
計画部長

都市計画審議会や景観審議会、開発審査会などがありますが、任期は全て2年となっており、任期を定めていないものはありません。

谷口委員

今回は任期については2年ということで条例に定めるということだが、現状は任期については条例以外のどこに書かれているのか。

森沢建築指導

建築基準法第80条で審査会の委員の任期として2年ということで規

担当参事 定されています。

谷口委員 特に市の要綱や規則には任期については書かれていないということで
よいか。

森沢建築指導 規定していません。

担当参事

【質疑終結】

【意見】 な し

【採決】

議案第45号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決
する。

休 憩 (午後2時52分)

(説明員交代)

再 開 (午後2時57分)

○議案第46号「新座市道を区域内に認定することを承諾することについて」

【補足説明】なし

【質 疑】

大館委員

操業している工場を買収するという話を聞いたが、100%買収できるということか。

佐久間建設総務課長

了承を得ているという話を新座市から聞いています。

城下委員

地元から歩道の設置について要望が出されているようだが、安全対策の面で、それ以外に要望が出ているのか。

佐久間建設総務課長

県道所沢青梅線に歩道がない部分がありますので、歩道を設置してほしいという要望が地元自治会よりでています。

城下委員

議案質疑の際に、維持管理の部分については今後協議をするという答弁だったと思うが、現在想定される協議内容としてどのようなものを市として協議事項にしていこうと考えているのか。

佐久間建設総務課長

橋の管理については協議中ですが、行政界を境に、行政界から所沢市側

務課長 は所沢市、新座市側は新座市で行うということで協議を進めたいと考えています。

村上委員 この場所は最終的に行政境で市道認定を変えるということか。

佐久間建設総務課長 そうではなく、新座市が行政区域を越えて市道の認定をするものです。

務課長 また、所沢市側につきましては、6月議会で所沢市の道路として市道認定の議案を提出しようと考えています。

村上委員 管理者は所沢市になるということか。

佐久間建設総務課長 所沢市と新座市で重複して道路認定を行いますので、道路管理者は両市になります。

谷口委員 6月議会で所沢市分は所沢市の市道認定を取るような趣旨の話だったが、その場合には、今回認定する所沢市内の新座市の市道はどのような扱いになるのか。

佐久間建設総務課長 所沢市側につきましては、所沢市と新座市が重複で道路認定をします。

城下委員

管理は両方だとしても維持管理費用はどうなるのか。

佐久間建設総
務課長

維持管理費用につきましては、行政界で分けようと考えておりますが、橋の部分につきましては、全て新座市の負担と考えています。

大館委員

ちょうどパークゴルフ場に橋脚がかかると思うが、パークゴルフの利用者は、工事中は利用できなくなるのか。また、ホールの改良などがされるのか。

佐久間建設総
務課長

工事期間中は安全確保のため閉鎖し、橋脚がかかる部分につきましては、新座市と教育委員会で協議をしているところです。

大館委員

こちらからの要望など、どのような形で協議しているのか。

佐久間建設総
務課長

パークゴルフ場につきましては、新座市と教育委員会で、ホールの移動など協議を行います。

大館委員

ずらすことでホールが短くなったり、いろいろと支障がでてくると思うが、全体的に東の方にコースを延ばすということではなく、ホールの位置で調整するということか。

佐久間建設総務課長 利用者が利用しやすいように9番ホールを移動させて、利用者には迷惑がかからないような方法で協議をすると聞いています。

杉田委員 ホールの移動などをした場合、グリーン部分を移動するだけでも多少費用がかかると思うが、そこは新座市が負担するのか。

佐久間建設総務課長 パークゴルフ場の改修につきましては新座市の費用負担で行うと聞いています。

赤川委員 今後、橋の工事までに市議会に提出される議案は予算も含めてどのようなものが想定されるのか。

佐久間建設総務課長 今後は、所沢市が行政界まで市道を認定する議案の提出だけです。

城下委員 市道認定を提案するのは6月議会ということか。

佐久間建設総務課長 平成28年6月議会に提出する予定です。

城下委員 橋はまだ完成していないが、先に市道認定をするのか。

佐久間建設総務課長	橋が出来ていなくても、道路区域を決めて、橋が完成して通行できるようになれば、供用開始ということで告示をします。
村上委員	完成した後の維持管理は所沢市ということか。
佐久間建設総務課長	維持管理につきましては、新座市と協議します。
村上委員	維持管理費用はどのくらいを想定しているのか。 例えば、何年ごとにどのくらいの費用がかかるのか。
佐久間建設総務課長	現時点では想定していませんが、すぐに壊れるような橋を造るわけでは ありませんので、かなり長い年数は大丈夫だと思います。
村上委員	道路も傷めば補修をするなど工事が発生すると思うが、打ち替えが必要 になる道路構造上の耐用年数や打ち替えた場合の費用がどのくらい発生 するかという試算などはしていないのか。
佐久間建設総務課長	今後の道路の維持管理に関する費用は、今後試算する予定です。

谷口委員

今回はそもそも、新座市側の事情で橋をかけるということなので、その辺りは、所沢市の部分であっても、新しくできる部分は少し傾斜配分というか、一部新座市に負担してもらうなど、今後の交渉をしてもいいのではないかと思うが、それについてはどうか。

佐久間建設総務課長

はっきりと新座市とはそこまでの打ち合わせを行っていませんが、今後負担割合についても協議したいと思っています。

浅野委員

それ以前に、先ほどの話では供用するまでの工事費は新座市が負担する予定ということだったが、そのことについては文章などで取り決めができるのか。

佐久間建設総務課長

文章はありませんが、新座市長と所沢市長の間で協議をした結果、そのような話になったと思います。また、橋の管理につきましては新座市、道路の部分は所沢市と考えています。

浅野委員

だいたいどのくらいから道路になるのか。どこまでが橋なのか。

佐久間建設総務課長

土手があるのですが、土手の部分辺りからが道路になると思います。

浅野委員

今の話は建設のことではなく、今後の維持のことか。

佐久間建設総
務課長

そのとおりです。

村上委員

今回のような事例は他にあるのか。

佐久間建設総
務課長

今回のように造る道路はありませんが、現況にある道路で所沢市が道路認定の承諾をした事例は、西武園の周遊道路で、平成26年12月議会に所沢市の承諾を得て、東村山市が認定を行った道路があります。

村上委員

東村山市が認定を行ったということで東村山市の道路だとすると、今回の場所も新座市の道路ではないのか。

佐久間建設総
務課長

道路は新座市がここで道路認定をするので承諾を得るということです。新座市の道路ではありますが、公益的見地から、市道認定するものです。

村上委員

あくまでも新座市の市道の部分が所沢市の中に入っているので、新座市の市道として認定することを承諾してほしいということか。

佐久間建設総

そのとおりです。

務課長

村上委員

ということは、6月議会には、所沢市の認定の承諾を得たが、ここは所沢市の道路なので、所沢市として認定するという議案が出てくるということか。

佐久間建設総

そのとおりです。

務課長

杉田委員

今度の6月議会で道路認定の議案を提出したいということだが、道路が完成してから所沢市の道路に認定するということはだめなのか。

佐久間建設総

こちらの道路につきましては、今回承諾をいただければ、新座市も6月議会で道路認定の議案を提出しますので、同じ時期に提出しようと考えています。

務課長

谷口委員

今後の維持管理費用負担と絡めて、今回、この議案が通ったとして、また6月に所沢市にある部分を所沢市の市道として認定して重複のような形になるという話だが、所沢市が6月に認定する理由というのは維持管理コストを所沢市が負担するということなので、わざわざそこで再度所沢市が認定するということなのか。

佐久間建設総務課長 この道路は新座市の市道となるものですが、当市市域内の公道でありますので、当市としても公益的見地から所沢市市道として認定するものです。

谷口委員 仮に、6月に所沢市が重複認定しない場合は、その後、この道路の維持管理コストはどこが負担することになるのか。

佐久間建設総務課長 新座市の道路ですが、所沢市内にありますので、所沢市が全く負担をしないということはどうなのかと思っています。

村上委員 所沢市としての認定をしておかないと維持費を支出する時の根拠がないということか。あくまでも所沢市としては根拠がないと維持費が支出できないので、維持費を支出するために認定するということか。

佐久間建設総務課長 道路認定という形が維持費を支出するという目的もありますが、あくまでも所沢市内にある道路につきましては、公益的見地から、市道認定するものです。

城下委員 まだ橋は完成していないので、ないものを認定しなければいけないということになるが、それを行わないことにはこの工事が前に進まないということか。

佐久間建設総務課長 そのとおりです。まずは道路認定をしておかないと用地の買収などもありますし、道路区域を決めるために、まず、道路認定をかけた方がよろしいかと思います。

谷口委員 今後、新しくできる道路の維持管理をどうするかということは、市境からそれぞれが負担することが大原則だが、先ほどの質疑に対して、そもそも新座市側の事情で造るので、所沢市側の分についても傾斜配分、要は新座市側に少し負担してもらうような交渉は可能であるという趣旨の答弁があったと思うが、負担割合をどうするかということは、いつぐらいからいつぐらいまでの間で、話し合うタイミングはどのようになっているのか。

佐久間建設総務課長 こちらについては、承諾をいただき、その後道路認定をしまして、来年以降はまだ買収や設計があるため、あと2、3年は余裕がありますので、その間に詰めていこうと考えています。

城下委員 先ほど西武園の周遊道路を過去に認定した経緯があるということだが、その負担割合はどうだったのか。

佐久間建設総務課長 割合的にはおおむね9対1の割合ですので、通常管理は東村山市が行いますが、大規模修繕につきましては、協議するという形です。

城下委員

9対1ということは、1が所沢市ということか。

佐久間建設総
務課長

そのとおりです。道路の面積割合で1が所沢市です。

【質疑終結】

【意 見】

大館委員

自由民主党・無所属の会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。新座市道を区域内に認定することを承諾することについて、そもそも新座市が大和田地区内の事業系の区画整理を施行するにあたり、利用者の利便性向上と英橋の混雑を避けるためにかかる橋りょうを設置するものです。その結果、所沢市坂之下地区内県道所沢青梅線に接続する道路となり、相当の混雑と危険が伴うと考えられます。この際、新座市におかれましても、接続する県道の歩道整備に対し、県にも強く要望していただきたいと思います。さらには、開通後においても、地域住民の安全が保たれるよう、地元坂之下自治会とも協議をいただき、ご配慮いただきたいことを申し添えます。

城下委員

新座市道を区域内に認定することを承諾することについて、日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

車両等の交通量が増加することは、当然想定されるわけで、地域からの

安全対策の要望も出されていますので、その部分については、是非、安全対策を十分講ずるようお願いします。

また、質疑の中でも、維持管理費の負担割合のことについては今後協議をしていくということですが、新座市の開発に伴うため、その辺は十分に協議の中で詰めていっていただきたいと思います。

谷口委員

維新の党を代表して議案第46号新座市道を区域内に認定することを承諾することについて賛成の立場から意見を申し上げます。

今後、新しい橋、道路ができた段階で質疑の答弁としては行政境を起点としてそれぞれの市が維持管理コストを負担することが原則論として展開され、また質疑の中で、今回の新しい道路については、新座市側の開発に伴ってということで、いわゆる今後、所沢市の市域にある部分について、新座市にある程度傾斜配分をお願いするなど、維持管理については交渉の余地があるという趣旨の答弁がありましたので、それを踏まえながら十分、今後新座市と維持管理コスト、特に所沢市側の分についての傾斜配分については十分協議していただきたいという意見を申し添えて賛成いたします。

赤川委員

民主ネットリベラルの会を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

このたびの道路の承諾にあたりまして、今後、橋りょう工事の着工まで

に新座市と、特に交通協議において道路の設計及び交通施設の設計上において安全性が十分担保されるようにし、また、地域住民の要望も十分取り入れるようにということを求めます。また、所沢市の負担において協議をされたということですが、所沢市の負担が最小限になるような形で橋りょう工事までの協議を進めていただきたいと思います。

【採 決】

議案第46号については、全会一致、可決すべきものと決する。

○議案第47号「市道路線の認定について」

【補足説明】なし

【質 疑】なし

【意 見】なし

【採 決】

議案第47号については、全会一致、可決すべきものと決する。

	○議案第48号「市道路線の認定について」
	○議案第49号「市道路線の廃止について」
近藤委員長	議案第48号及び議案第49号については、一括議題とし、一括審査としてよろしいか。（委員了承）
	【補足説明】 な し
	【質 疑】
城下委員	開発行為による道路の認定廃止ということだが、倉庫が建設されたことによるものということか。
佐久間建設総務課長	倉庫の建設計画があります。
城下委員	物流倉庫が建設されると思うが、大型車の交通量が増えるということでは、近隣の交通状況の調査などはしているのか。
佐久間建設総務課長	交通量の調査はしていません。
城下委員	交通安全課など関係課との協議は行ったのか。
佐久間建設総務課長	街づくり条例の基準にかかるとのことですので、街づくり条例に関連して各

務課長

課と協議を行っているものです。

【質疑終結】

【意 見】

城下委員

議案第48号及び議案第49号について、日本共産党所沢市議団を代表して賛成の立場から意見を申し上げます。

質疑の中でも物流倉庫ができるということで大型車両の交通量が増えるということでは、その調査はしていないという答弁でした。今後、隣接する三芳スマートインターチェンジのフル化なども計画としてありますので、是非、交通量調査や安全対策の部分でも検討をしていただきたいという意見を申し添えます。

【採 決】

議案第48号については、全会一致、可決すべきものと決する。

議案第49号については、全会一致、可決すべきものと決する。

散 会 (午後3時30分)